

An aerial photograph showing a wide, muddy river flowing through a lush green landscape. A concrete dam structure is visible in the lower right, with water cascading over it. To the left of the river, a railway track runs parallel to the water's edge, surrounded by dense vegetation. The overall scene depicts a natural waterway in a rural or semi-rural area.

山口県の防災対策 ～自助・共助・公助～

提供：フリーエージェント 山口 晋

令和8年5月31日（日）
山口県防災危機管理課

防災は、自助 → 共助 → 公助



自助


災害が発生したときには、自分の生命を自分で守らなければなりません。これが、自助の精神です。
住民自ら取り組み、いざというときに備えておくことが大切です。

共助

災害が発生したときには、自分たちの地域を自分たちで守らなければなりません。これが、共助の精神です。
日頃から住民同士のネットワークを構築しておくことが大切です。

公助

国・県・市町が連携して防災対策を実施し、住民の生命・身体・財産を災害から守ります。



1 山口県における災害

<山口県の地勢>



○本州の最西端、中国山地の西端

- ・3方を海に囲まれている → 海岸線が長い
- ・平地が少ない → 急傾斜地が多く、河川が急峻

①集中豪雨

令和5年梅雨前線豪雨災害

- 梅雨前線が停滞し**線状降水帯**が発生
⇒記録的短時間大雨を数か所で観測
- 人的被害：**死者1名**、行方不明1名
- 住家被害：全壊3棟、半壊196棟



JR美祢線の橋梁流出

平成30年7月大雨災害

- 県東部・中部で猛烈な豪雨
- 「経験したことのないような大雨」
⇒河川氾濫、土砂災害が多数発生
- 人的被害：**死者3名**
- 住家被害：全壊23棟、半壊522棟

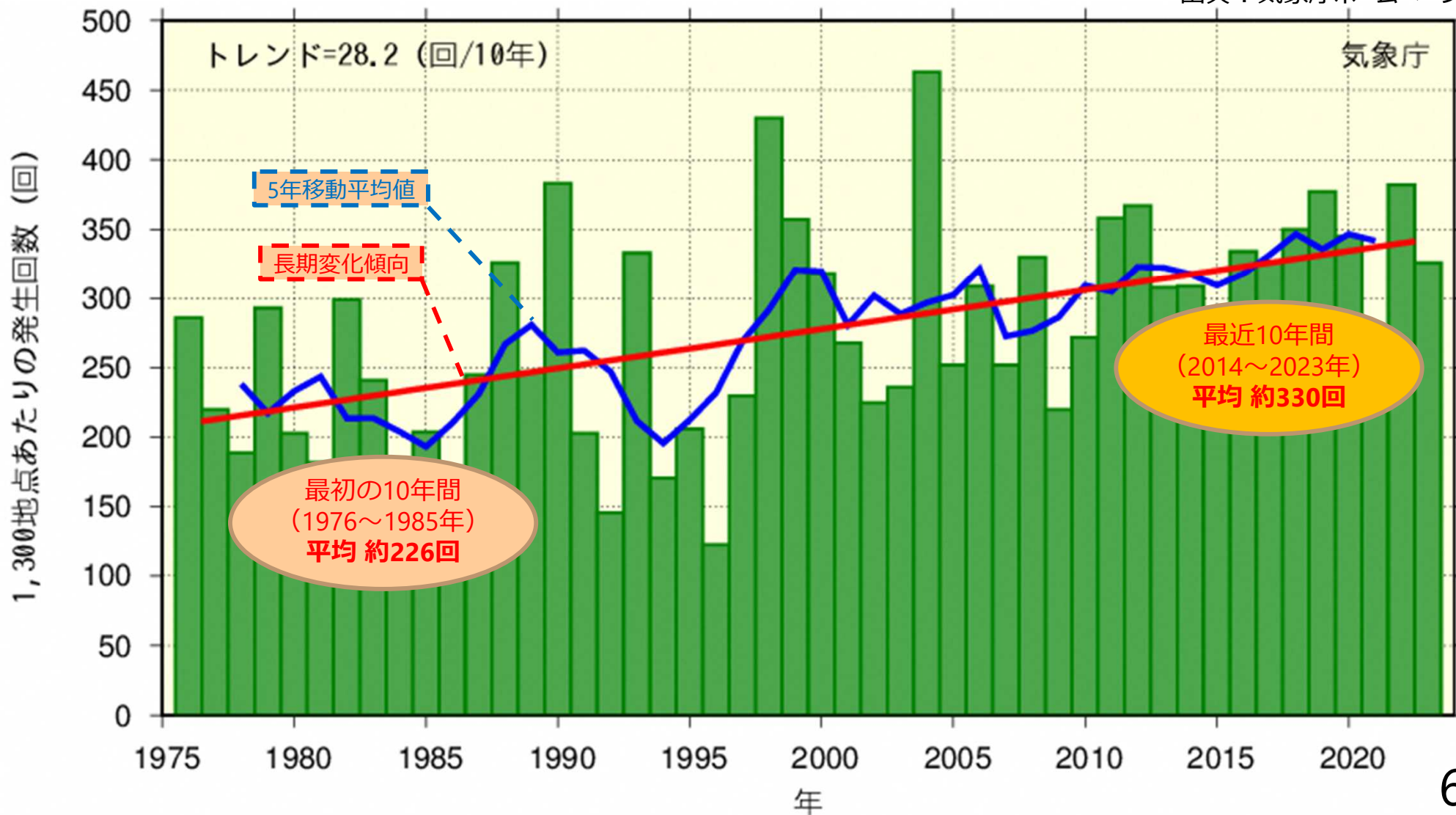


岩国市周東町

短時間豪雨の増加傾向

[全国アメダス] 1時間降水量50mm以上の年間発生回数

出典：気象庁ホームページ



②台風・高潮被害



周防灘西部（特に宇部～山陽小野田沿岸）は、地形的に高潮の影響を受けやすい

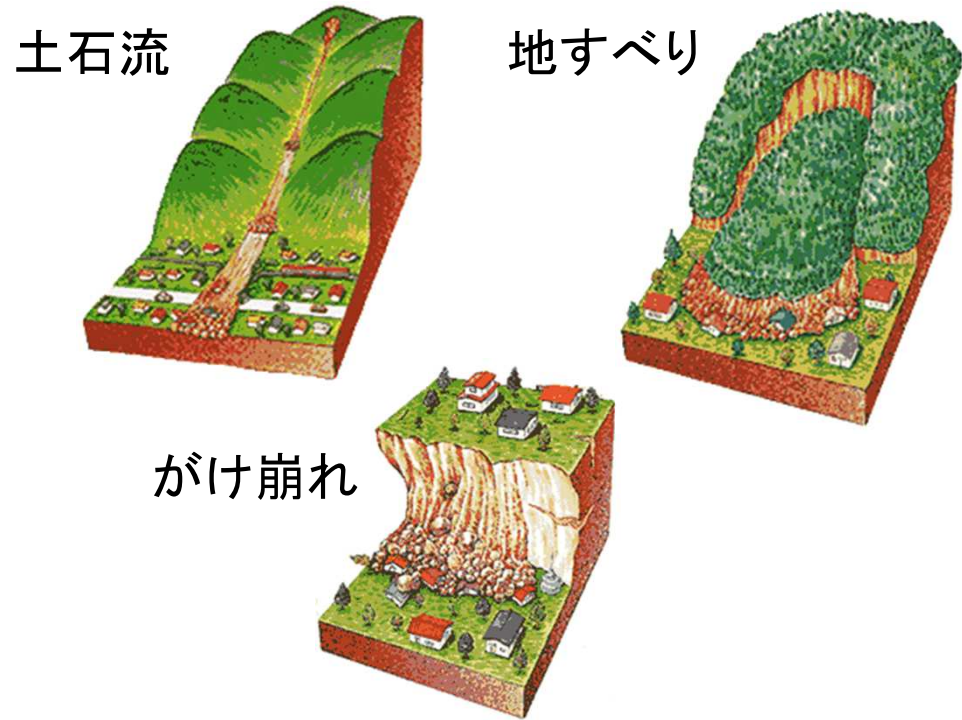
平成11年台風第18号

- 台風の上陸が大潮の満潮と重なる
⇒瀬戸内海沿岸で記録的な高潮
- 人的被害：**死者3名**
- 住家被害：全壊80棟、半壊1,284棟
床上浸水2,468棟



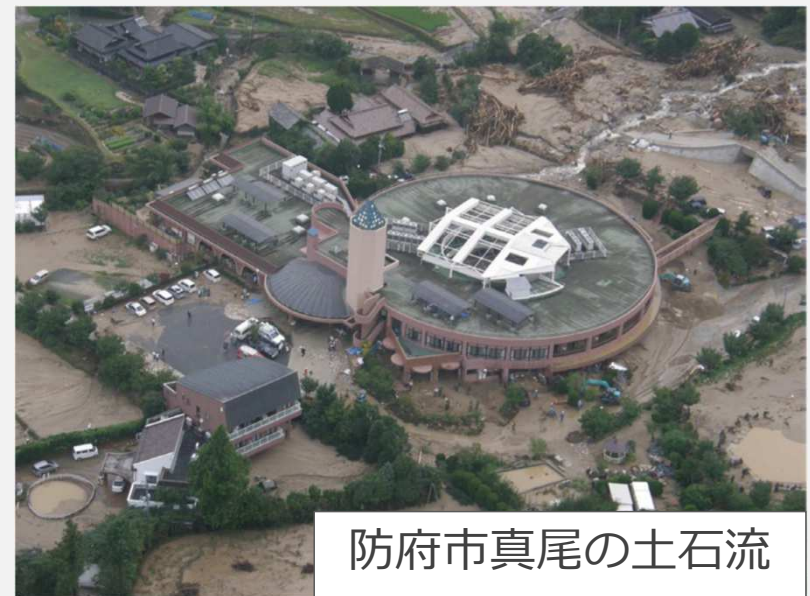
山口宇部空港 駐車場、ターミナルビル

③土砂災害



平成21年7月21日豪雨災害

- 局所的豪雨で土砂災害が同時多発
- 防府市では老人福祉施設が被災
⇒多数の人的被害
- 人的被害：死者22名
- 住家被害：全壊33棟、半壊77棟



防府市真尾の土石流

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

→全国第6位の多さ (25,729か所)

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

※特定の開発行為に許可が必要、
建築物の構造に規制が適用

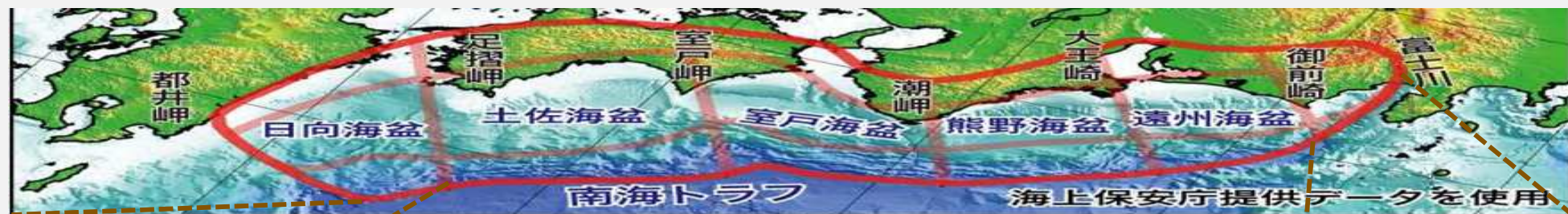
→全国第4位の多さ (23,864か所)

※R7.6.30現在

④地震 ～南海トラフ地震～

■南海トラフとは・・・駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレート及びユーラシアプレートが接する海底の溝状の地形を形成する区域

およそ100～150年の間隔で、M 8 程度の大規模地震が発生



30年以内にM 8～9 級の地震が
60%～90%程度以上の確率で発生

県内にも大きな被害を及ぼす可能性

被害想定 (H26.3) の見直しを実施
(R6～R7)

[被害想定の見直し結果]
《R8. 3月公表》

| 項目 | ① 今回 | ② 前回(H26) | 差 (①-②) |
|------------|-------------|-----------|-------------------|
| 死者数 | 502 人 | 614 人 | ▲112 人 (▲18%) |
| うち津波 | 474 人 | 582 人 | ▲108 人 (▲19%) |
| 全壊・焼失棟数 | 9,738 棟 | 5,926 棟 | 3,812 棟 (+64%) |
| 避難者数(1日後) | 245,720 人 | 167,643 人 | 78,077 人 (+47%) |
| 上水道(直後の断水) | 85,592 人 | 210,612 人 | ▲125,020 人 (▲59%) |
| 電力(直後の停電) | 13,443 軒 | 14,432 軒 | ▲989 軒 (▲7%) |
| 経済被害 | 約 1.9 兆円 | 約 1.2 兆円 | 約 0.7 兆円 (+58%) |
| 災害関連死者数 | 641～1,282 人 | — | — |

④地震 ～活断層による地震～

活断層：過去に繰り返し活動し、今後も再び活動すると考えられる断層

県内



日本海



| 想定地震 | 規模 | 最大震度 | 死傷者 | 全壊家屋 | 半壊家屋 |
|---------------------|------|---------|--------|---------|---------|
| 大竹断層(小方・小瀬断層) | M7.2 | 7 (県東部) | 6,296人 | 21,454棟 | 41,568棟 |
| 菊川断層 | M7.0 | 7 (県西部) | 2,321人 | 4,620棟 | 16,705棟 |
| 大原湖断層系(宇部東部断層+下郷断層) | M7.0 | 7 (県中部) | 7,557人 | 15,303棟 | 42,305棟 |

山口県地震被害想定調査報告書(平成20年3月)


| 想定地震 | 規模 | 最大震度 | 津波 | | 被害想定 | | | | |
|---------------------------|-------|------|---------------|---------------|---------|-----|---------|--------|---------|
| | | | 最高津波水位(T.P.m) | 最高津波水位到達時間(分) | 人的被害(人) | | 建物被害(棟) | | 避難者(人) |
| 死者 | 負傷者 | 全壊 | 半壊 | | | | | | |
| 見島付近西部断層 | M7.5 | 6弱 | 3.0m | 18分 | 29人 | 23人 | 69棟 | 1,576棟 | 24,648人 |
| 見島北方沖西部断層 | M7.5 | 4 | 2.4m | 59分 | 14人 | 11人 | 26棟 | 876棟 | 19,594人 |
| F60断層 (西山断層及び北方延長部の断層) | Mw7.6 | 5強 | 3.7m | 43分 | 81人 | 14人 | 352棟 | 3,379棟 | 34,816人 |

(出典:山口県地震・津波防災対策検討委員会)


※最高津波水位及び最高津波水位到達時間は、主要な港湾・漁港区域内の代表地点における最高及び最短のもの。

被害想定の見直しを実施中
(R7～R8)

被害想定の見直しを予定
(R8)



2 公助について



(1) 災害対策基本法 (県と市町の役割分担)

県と市町の役割分担：災害対策基本法 (S36法律第223号)

■ 市町：災害対応の一義的な担い手

□ 都道府県：市町を支援し、総合調整を行う

1. 防災に関する理念・責務

- 災害対策の基本理念 – 「**災害**」の定義（**自然災害／事故災害**）、「減災」の考え方、災害対策の基本理念
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 – 防災に関する計画の作成・実施、相互協力等
- 住民等の責務 – 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加等

2. 防災に関する組織 – 総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、特定・非常・緊急災害対策本部
- 都道府県・市町村：**地方防災会議、災害対策本部**

3. 防災計画 – 防災行政の計画的な整備・推進 –

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関、指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：**地域防災計画**
- 市町村の居住者等：地区防災計画

4. 災害対策の推進

- **災害予防**
 - 災害予防責任者：防災教育、防災訓練、物資・資材の備蓄
 - 市町村：**緊急避難場所・避難所の指定、避難行動要支援者名簿**及び**個別避難計画の事前作成**
- **災害応急対策**
 - 市町村：消防機関・水防団への出動命令、**住民への避難指示**、応急措置の実施、都道府県への応援要請
 - 都道府県：（市町村からの応援要請を受けて）応急措置の代行、他県への応援要求、物資・資材の供給
- **災害復旧**

5. 被災者保護対策




- 罹災証明書**の発行、被災者台帳の作成による被災者援護
- 安否情報の提供

市町の役割 ①避難所等の指定・開設

指定緊急避難場所（法§49の4）

洪水等による危険が切迫した状況において、住民等が**緊急**に避難する施設又は場所。

➡災害の種類ごとに指定

| 洪水 Flood from rivers | 高潮 Storm surges | 津波 Tsunami | 土石流 Debris flow | がけ崩れ・地すべり Landslide, steep slope failure | 大規模な火事 Fire disasters |
|--|--|--|--|--|--|
|  ○ |  ○ |  × |  × |  × |  ○ |



指定避難所（ひなんじょ）（法§49の7）

住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間**滞在**させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に**滞在**させることを目的とした施設

➡良好な生活環境の確保が重要

★高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を受け入れる『福祉避難所』には、バリアフリーや相談支援体制を整備



「警戒レベル」と「警戒レベル相当情報」

| 警戒レベル | | |
|-------|------------------|------------------------|
| | 住民が とるべき行動 | 行動を促す 情報 (避難情報等) |
| 5 | 命の危険 直ちに安全確保! | 緊急安全確保 |

<警戒レベル4までに必ず避難!>

| | | |
|---|---------------------|-----------------|
| 4 | 危険な場所から 全員避難 | 避難指示 |
| 3 | 危険な場所から 高齢者等は避難※ | 高齢者等避難 |
| 2 | 自らの避難行動を 確認する | 洪水、大雨、 高潮注意報 |
| 1 | 災害への心構えを 高める | 早期注意情報 |

| 主な防災気象情報 (警戒レベル相当情報) | | | | | |
|-----------------------|-----------------------|-------------------|---------------------|------------------|------------|
| 警戒 レベル 相当 情報 | 防災気象情報 | | | | |
| | 洪水等に関する情報 | | | 土砂災害 | 高潮害 |
| | 指定河川 洪水予報 (河川毎) | 洪水害 (市町村 毎) | 大雨浸水害 (市町村 毎) | | |
| 5 相当 | 氾濫発生情報 | 大雨特別警報 (浸水害) | | 大雨特別警報 (土砂災害) | 高潮特別警報発生情報 |

| | | | | | |
|---------|--------|-------|---------------|----------------|-----------------------------|
| 4 相当 | 氾濫危険情報 | | | 土砂災害警戒情報 | 高潮特別警報 高潮警報 |
| 3 相当 | 氾濫警戒情報 | 洪水警報 | 大雨警報 (浸水害) | 大雨警報 (土砂災害) | 警報に切り替える 可能性が高い 高潮注意報 |
| 2 相当 | 氾濫注意情報 | 洪水注意報 | 大雨注意報 | | 高潮注意報 |
| 1 相当 | | | | | |

警戒レベルとの対応関係が整理されてはいるものの、とても分かりにくい

- 情報名称がバラバラで、どのレベルに相当する情報なのか非常にわかりづらい
- 警戒レベル4相当の情報がないものがある (洪水・大雨浸水)
- “警戒情報” が、洪水と土砂災害で相当するレベルが異なる

市町の役割 ②避難指示等の発令－2（変更後）

- ・ 4つの災害に対して、警戒レベルにあわせた防災気象情報へ
- ・ 情報名称へ相当するレベルの数字を付して発表

| | 大雨 | 河川氾濫 | 土砂災害 | 高潮 |
|----------------------------|----------------|----------------|------------------|----------------|
| 5相当 | レベル5 大雨特別警報 | レベル5 氾濫特別警報 | レベル5 土砂災害特別警報 | レベル5 高潮特別警報 |
| <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> | | | | |
| 4相当 | レベル4 大雨危険警報 | レベル4 氾濫危険警報 | レベル4 土砂災害危険警報 | レベル4 高潮危険警報 |
| 3相当 | レベル3 大雨警報 | レベル3 氾濫警報 | レベル3 土砂災害警報 | レベル3 高潮警報 |
| 2 | レベル2 大雨注意報 | レベル2 氾濫注意報 | レベル2 土砂災害注意報 | レベル2 高潮注意報 |
| 1 | 早期注意情報 | | | |



(2) 地域防災計画等

防災計画の体系

(中央防災会議：内閣総理大臣が会長)

防災基本計画

(指定公共機関)

防災業務計画

(指定行政機関)

防災業務計画

- 国の防災の基本となる計画
- 防災業務計画、地域防災計画の作成・修正の諸基準を規定
- 防災基本計画に基づき作成

(都道府県防災会議：都道府県知事が会長)

都道府県地域防災計画

- 防災基本計画に基づき作成
- 防災業務計画に抵触してはならない。

(市町村防災会議：市町村長が会長)

市町村地域防災計画

- 防災基本計画に基づき作成
- 防災業務計画、都道府県防災計画に抵触してはならない。

地区防災計画

- 地区居住者等が市町村防災会議に提案

山口県防災会議



(令和7年5月30日)

専門部会 (山口県防災会議条例第3条)

- ・防災対策専門部会 (9名)
- ・原子力防災対策専門部会 (6名)
- ・国土強靱化地域計画専門部会 (12名)

会長 : 県知事

委員 : 60名

- ・指定地方行政機関職員
- ・陸上自衛隊連隊長
- ・県教育長
- ・県警察本部長
- ・県職員 (副知事等)
- ・市町長 (山口市長、阿武町長)
- ・消防吏員 (下関市消防局長)
- ・消防団員 (山口市消防団長)
- ・指定 (地方) 公共機関職員
- ・学識経験者
- ・自主防災組織構成員 など

山口県地域防災計画の内容

山口県における①災害予防、②災害応急対策及び③復旧・復興に関し、県、市町、防災関係機関及び県民が行うべき業務の大綱を定めています。

なお、計画の前提となる災害ごとに、◇本編 ◇震災対策編 ◇原子力災害対策編に分けて作成しています。

| 災害予防計画 (事前のそなえ) | 災害応急対策計画 (災害発生時の緊急の対応) | 復旧・復興計画 (災害後の復旧・生活再建) |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災思想の普及啓発 ◆ 自主防災活動等の促進 ◆ 防災訓練の実施 ◆ 災害情報体制・災害応急体制の整備 ◆ 避難予防対策 ◆ 救急・救助、医療活動 ◆ 要配慮者対策 ◆ 緊急輸送活動 ◆ 災害救助物資の確保 等 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 応急活動 ◆ 災害情報の収集・伝達 ◆ 救助・救急、医療活動 ◆ 避難計画 ◆ 応援要請 ◆ 緊急輸送 ◆ 災害救助法の適用 ◆ 食料等の供給 ◆ 応急住宅 ◆ 水防 ◆ 要配慮者支援 等 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 復旧・復興活動 ◆ 被災者の生活再建 ◆ 公共施設の災害復旧・復興 ◆ 被災中小企業・農林水産事業者復興支援 ◆ 金融計画 |

災害応急対策 ～災害対策本部～

山口県災害対策本部

■ 構成

- 本部長 : 知事
- 副本部長 : 副知事
- 本部員 : 各部局長、教育長、警察本部長など



《災害対策本部の設置基準》

| 気象災害の場合 | その他の災害の場合 |
|---|--|
| <p>(1) 県内に大雨、洪水、暴風、高潮のいずれかの警報が発表され、県内に相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。具体的には、 ア <u>台風が上陸し、顕著な被害の発生が見込まれるとき</u> イ <u>梅雨前線が停滞し、先行雨量その他の状況から必要と認められる場合</u> など</p> <p>(2) 気象、高潮又は波浪に関する特別警報が発表されたとき。</p> <p>(3) 気象情報等の有無にかかわらず、県内に局地的豪雨等により現に災害が発生し、その規模及び範囲等の状況から必要と認めるとき。</p> <p>(4) 震度5強の地震が発生したとき。</p> <p>(5) <u>大津波警報が発表され、数市町の地域について相当な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</u></p> | <p>(1) 県内に大規模な火災又は爆発が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>(2) 県内に有害物、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う列車、航空機及び船舶等の事故その他重大な事故が発生し、必要と認めるとき。</p> <p>(3) 火山現象の特別警報(噴火警報(居住地域))が発表されたとき。</p> |

災害発生時の主な応急業務 (山口県災害時広域受援計画より)

《初動期》（発災後約3日間）

市町

- ・災害対策本部の設置
- 避難指示等の発令
- 被災者の救助
- 避難所の開設・運営、避難者の健康観察
- 応急給水（給水車の派遣）
- 建築物の危険度判定 等

県

- ・災害対策本部の設置
- 災害救助法の適用
- 緊急消防援助隊の派遣要請
- 自衛隊の災害派遣要請
- DMAT・DPATの派遣要請
- (広域受援時の)受入体制整備

《応急対応・復旧期》（～発災後約1か月）

市町

- 住家被害認定調査
- 罹災証明書の発行
- 住家応急修理
- 災害ボランティアセンターの開設
- 災害廃棄物の仮置き場への搬入開始

県

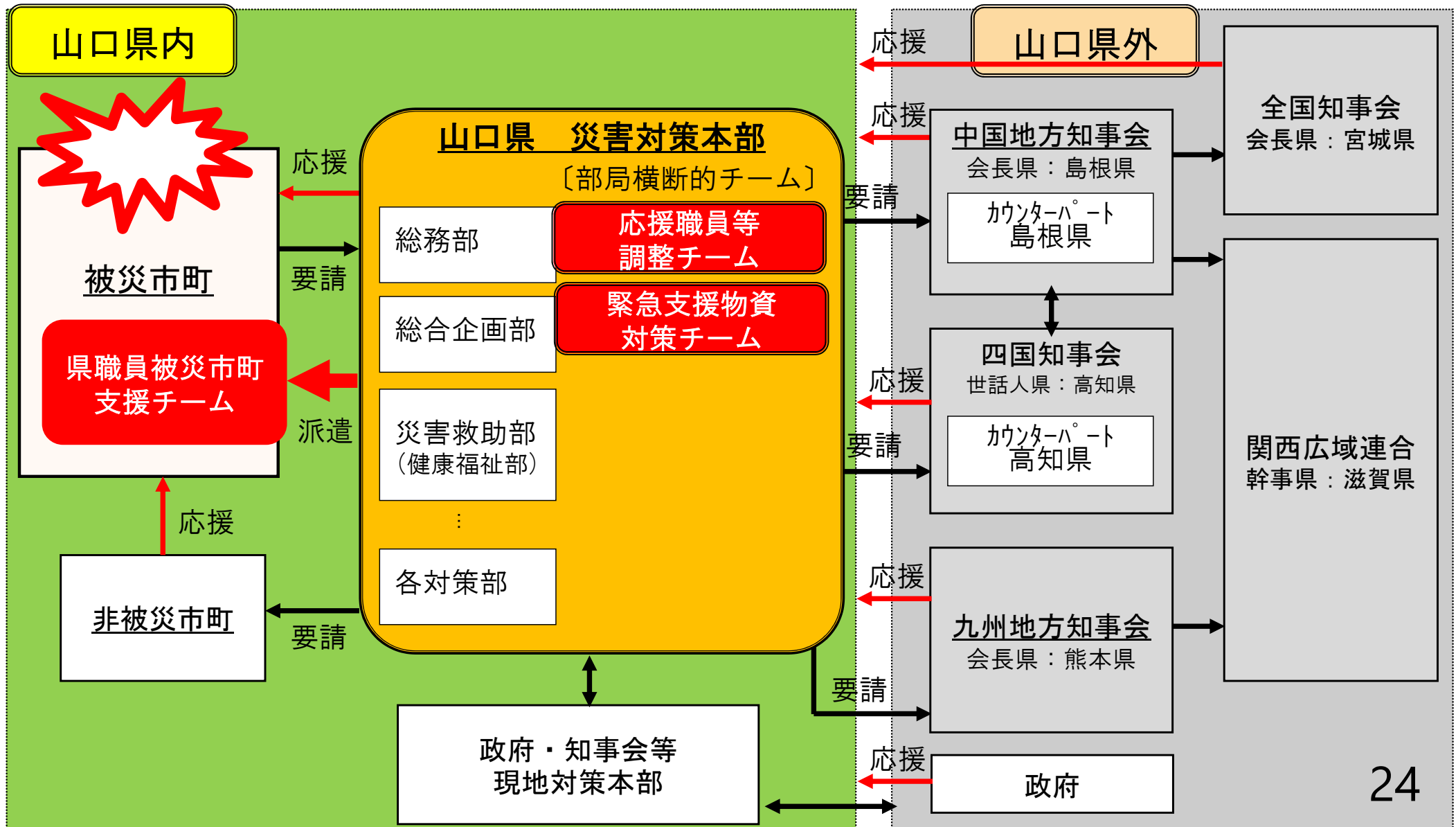
- 被災施設調査・災害査定
- ・応急仮設住宅の建設 等



(3) 応援・受援体制等

自治体間の広域支援・受援体制

- 1市町で対応できない場合は、県と他市町で対応を応援します
- 山口県だけで対応できない場合は、他県に応援を要請します
- 役所だけで対応できない場合は、自衛隊や消防、警察等に応援を要請します



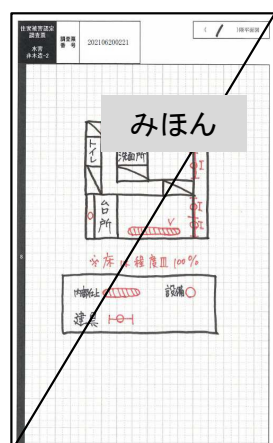
市町への職員応援派遣 ～住家被害認定調査～

令和5年7月11日～18日 美祢市派遣

派遣職員: のべ91名(県職員59人、市職員32人)

※美祢市からの応援要請に基づき、県が職員を派遣(他市町にも協力要請)

①被害認定調査



②罹災証明書発行

(記載例)
(整理番号)

罹災証明書

| | | | |
|--|---|-----|----|
| 世帯主住所 | 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 | | |
| 世帯主氏名 | 〇山 〇男 | | |
| 世帯構成員 | 氏名 | 続柄 | 年齢 |
| | 〇山 〇男 | 世帯主 | 〇〇 |
| | 〇山 〇子 | 妻 | 〇〇 |
| | 〇山 〇朗 | 子 | 〇〇 |
| 罹災原因 | 〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による | | |
| 被災住家※の所在地 | 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 | | |
| 住家※の被害の程度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊) | | |
| 浸水区分 | 床上浸水 | | |
| <small>※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</small> | | | |
| 住家以外の被害 | 土地の一部流出、車1台浸水 | | |
| 上記のとおり、相違ないことを証明します。 | | | |
| 年 月 日 | | | |
| 〇〇市町村長 | | | |

応急修理

※災害救助法適用時
公費負担あり

支援金支給

※被災者生活再建支援法適用時

保険金請求

他県への職員応援派遣 ～能登半島地震～

【行政職員派遣】※全国知事会・総務省からの要請
令和6年1月23日～5月28日
派遣先：石川県輪島市
業務：住家被害認定調査
のべ254名派遣



【保健師派遣】※厚労省からの要請
令和6年1月13日～3月30日
派遣先：石川県能登町
業務：避難所における健康観察
のべ44名派遣



山口県災害時広域受援計画

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/6/12586.html>

山口県災害時広域受援計画

平成29年3月
(令和8年4月改定)

山 口 県

(1) 受援体制

- ・受援調整組織の立ち上げ(人的支援・物的支援)
- ・職員の再配置(非常時優先業務、経験者の配置)
- ・受援関連業務スペースの確保(本部、執務室)
- ・広域応援の要請(中国・四国・九州、全国知事会、国)

(2) 人的支援の受入れ

- ・受援対象業務(何を手伝ってもらうか)を指定する
- ・応援必要人数を把握する(県、市町)
- ・受入れ職員への便宜供与(宿舎、執務場所の確保)

(3) 物的支援の受入れ

- ・平常時からの備蓄の推進(流通備蓄含む)
- ・必要物資の把握と要請
- ・物資集積・輸送拠点の開設・運営(民間倉庫の活用)
- ・輸送手段の確保(トラック協会、自衛隊の災害派遣)
- ・緊急輸送道路、自動車燃料の確保

■ 人的支援の要請

< 応援を要請する（主に県） >

- ・ 自衛隊の災害派遣要請
- ・ 緊急消防援助隊、DMAT隊の派遣要請
- ・ 知事会（中国、九州、全国）、国を通じた職員派遣要請
（・ 政府現地災害対策本部、国応援職員の受入れ）

< 応援を受ける業務 >

- ・ 避難所の運営
- ・ 避難者の健康観察、保健指導
- ・ 物資集積・配送拠点の運営
- ・ 給水車の派遣、水道施設の応急復旧
- ・ 建築物等の危険度判定
- ・ 住家被害認定調査
- ・ 罹災証明書の発行
- ・ 応急仮設住宅の建設
- ・ 災害廃棄物の仮置場の確保

■ 必要人数等の把握

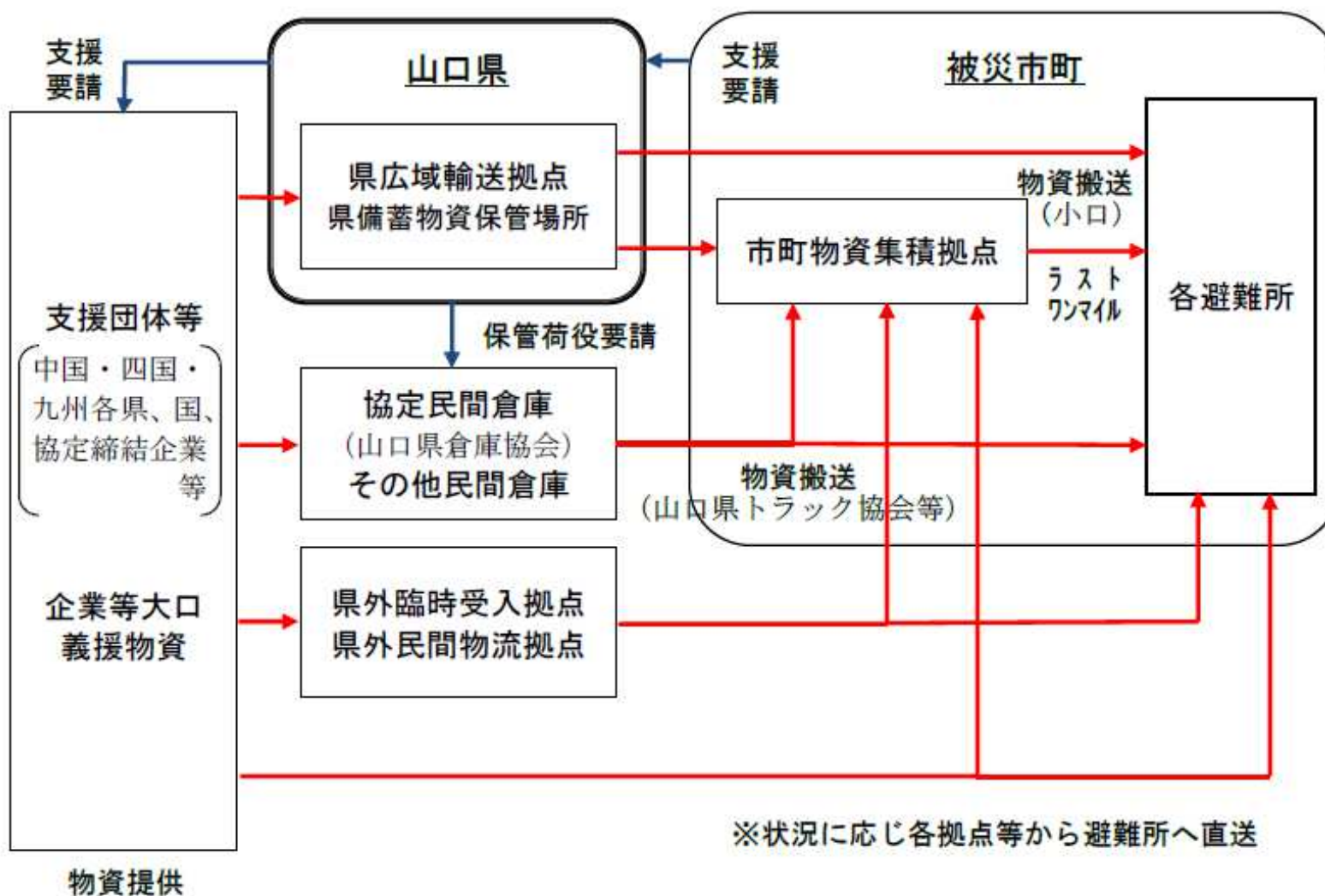
- ・ 応援者の職種・必要資格等を明確化し、必要業務・人数を決定

■ 受入れ体制（便宜供与）

- ・ 宿泊施設、執務スペースの確保
- ・ 業務マニュアルの作成、業務フローの整理

山口県災害時広域受援計画（2）物的支援

■ 何を、いくつ、どこからどこへ、誰が運ぶか



関係機関への派遣要請

緊急消防援助隊【消防】 ※被災都道府県の知事からの要請 or 消防庁長官の指示により出動

■ 消火、救助、救急等

山口県大隊の活動(R2. 7. 6~14 熊本県) ←熊本県知事からの要請



警察災害派遣隊【警察】

※被災都道府県の公安委員会からの要請により出動

■ 被害情報収集、救助、緊急交通路の確保等

山口県警部隊の活動(即応部隊:R6.1.4~3.4、一般部隊:R6.1.12~8.16 石川県)



自衛隊災害派遣【自衛隊】

※被災都道府県知事等からの要請等により出動

■ 救助、水防、医療、防疫、給水、人員輸送等



関係団体等との応援協定

| 主な協定の内容 | 協定締結先の例 |
|----------------------|--|
| 指定（地方）行政機関 | 県内市町、各都道府県、中国地方整備局 |
| 公共施設等の災害応急対策 | 建設業協会、建築協会、中国電力、NTT西日本 |
| 燃料の供給 | 石油連盟、県石油商業組合 |
| 輸送等 | トラック協会、倉庫協会、警備業協会 |
| 放送・報道要請 | NHK、民放各社、新聞各社、通信社 |
| 避難所及び応急仮設住宅の提供等 | 宅建協会、不動産協会、旅館生活衛生同業組合 |
| 物資（食料、飲料水、生活必需品等）の調達 | 大手コンビニ各社、スーパーマーケット各社、ホームセンター各社 等 |
| 救急・救護等 | 医師会、看護協会、薬剤師会、日赤、栄養士会 |
| 保健衛生 | 産業廃棄物協会、環境整備事業協同組合 |
| 徒歩帰宅者支援 | 大手コンビニ各社、ファストフード各社 |
| その他 | JR西日本、NEXCO、法律関連士業ネットワーク、隊友会、産業ドローン協会、建築士会 |

協定締結数 139件／延べ団体数183団体（令和8年3月末現在） 31

関係団体等との応援協定

災害時における臨床検査業務の支援に関する協定 《令和8年3月》

[一般社団法人 山口県臨床検査技師会 ↔ 山口県]

■内容

県からの要請に応じて、山口県臨床検査技師会が臨床検査技師を派遣

避難所等における被災者の健康管理のため、

○DVT検診

○弾性ストッキング着脱指導

○感染症疾患の検査 等

を実施





(4) 県の取組等

各種訓練

総合防災訓練



『2025年山口県総合防災訓練』
訓練ガイドブック

R 7.5.25 山口市・防府市

支援物資配送訓練



R 7.11.4 山口市・周防大島町

能登半島地震を踏まえた防災減災対策の見直し

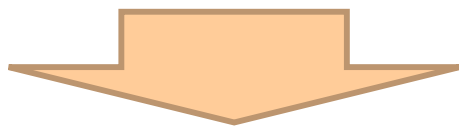
R6年4月に【山口県地震・津波防災対策検討委員会】を設置

- 会長：三浦房紀 山口大学名誉教授
- 委員：16名（有識者、地域住民代表、市町担当者）



【検討テーマ】

- ① 能登半島地震の課題検証と防災・減災対策の見直し
- ② 地震・津波被害想定の見直し



第3回検討委員会（R6.11.6開催）において
「能登半島地震を踏まえた防災・減災対策」取りまとめ

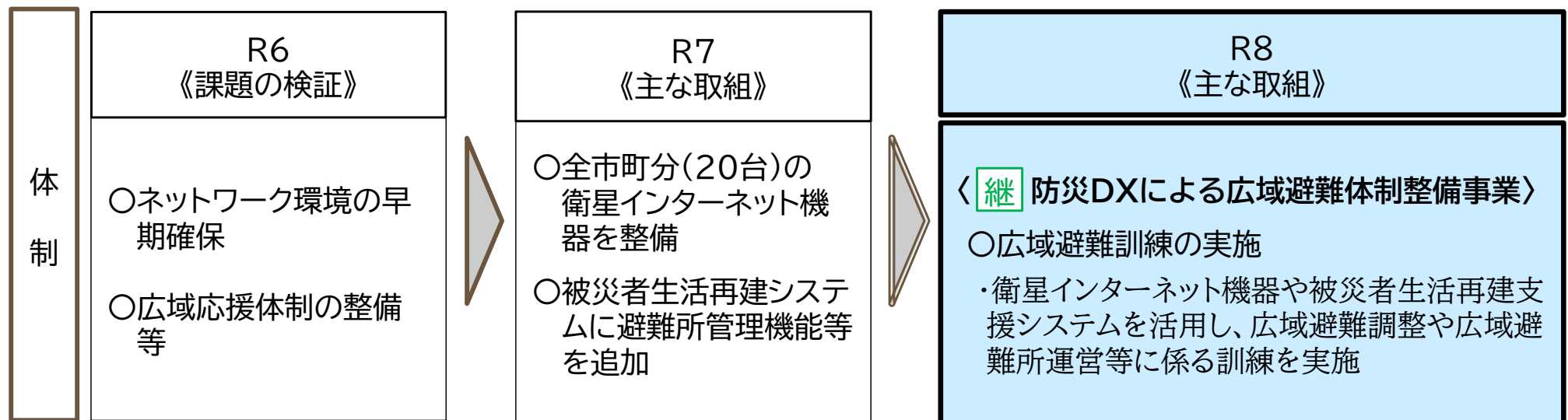
➔ 令和7年度当初予算で、関連する施策を事業化

今年度の取組①

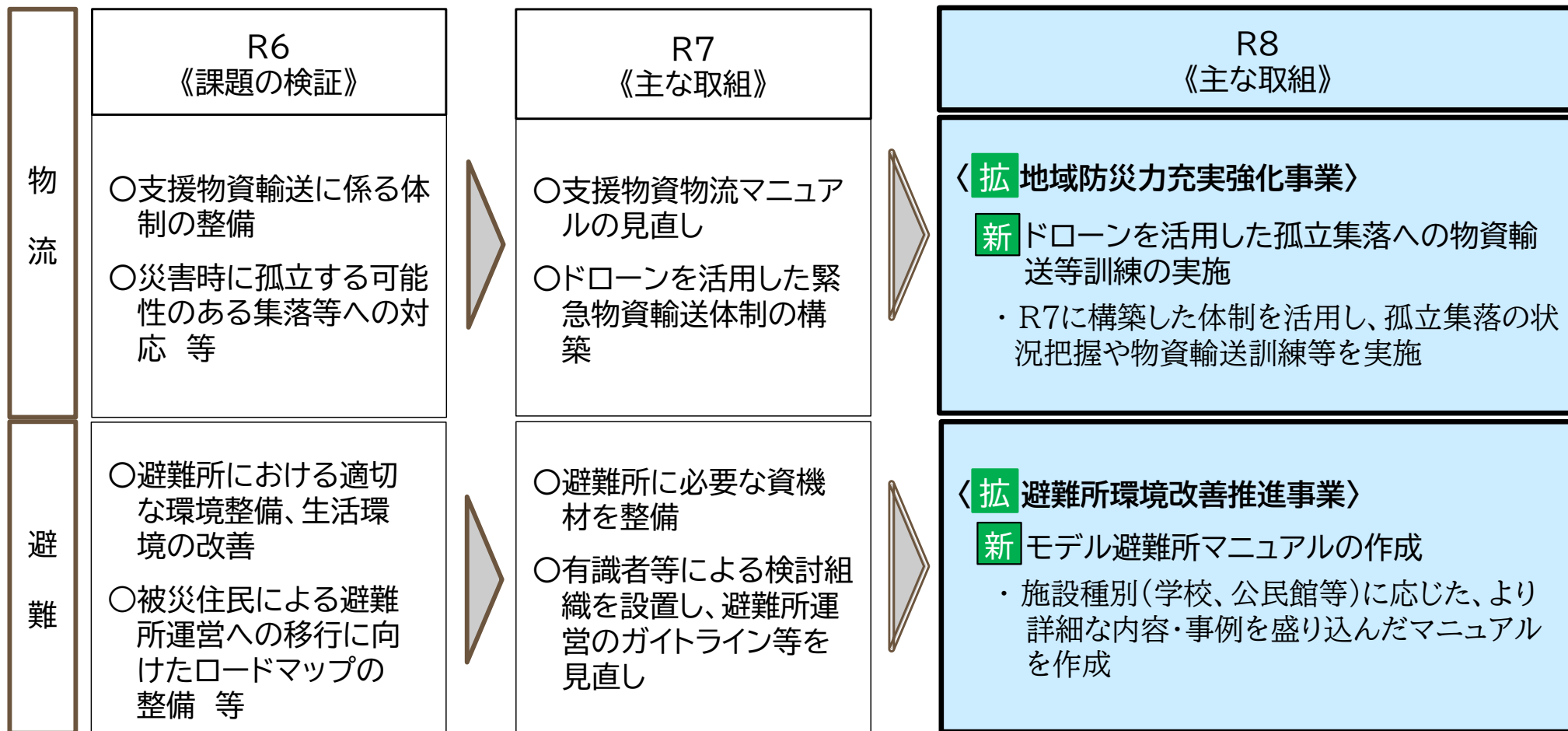
能登半島地震の課題検証を踏まえ、令和7年度に実施した「体制」・「物流」・「避難」の観点からの防災・減災対策をベースとして、より実効性の高い取組を推進します。

また、3月末を目途に見直しを進めている南海トラフ地震に係る地震・津波被害想定を踏まえ、新たな取組を行います。

◇能登半島地震の課題検証を踏まえた防災・減災対策の強化



今年度の取組②



◇南海トラフ地震に係る地震・津波被害想定の見直しを踏まえた対応

〈**新** 津波早期避難体制づくり促進事業〉

人的被害の主な要因である津波による死者数ゼロを目指し、「津波早期避難体制づくり」を新たに実施

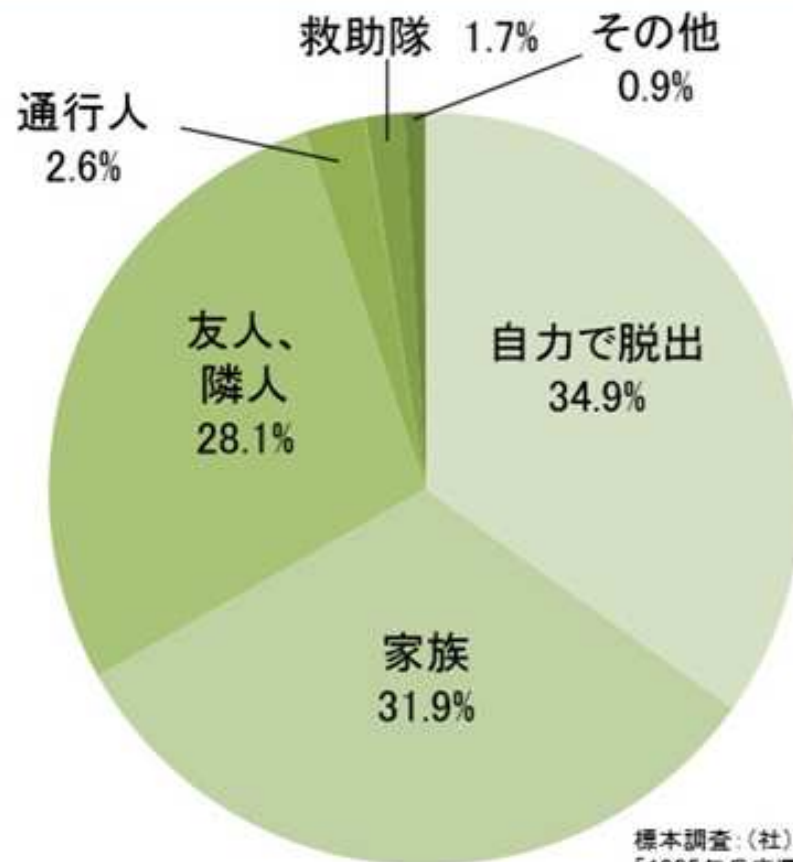




3 自助・共助について

(1) 自助・共助の重要性

阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助の主体



標本調査：(社)日本火災学会(1996)
「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書参照
(神戸市内(灘区・兵庫区・長田区・須磨区の計406世帯を対象)、標本調査)」

災害の被害の軽減のためには、自助・共助による防災活動が重要

基本は、自分の生命は自分で守る

住民の役割（災対法第7条第3項）

地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄
その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動
への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により、防災に寄与するように努
めなければならない。

6 県民等に期待する役割

県総合計画「やまぐち未来維新プラン」より

県民

- 自らのいのちは自ら守るという意識を持ち、防災情報の入手に努め、災害に遭わないよう行動する。また、自主防災組織*活動をはじめとする地域の防災活動へ積極的に参加する。
- 災害に強い県づくりにつながる公共土木施設等の整備や耐震化等について理解を深めるとともに、自らが所有・管理する建築物の耐震化に取り組む。

(2) 自助 ～災害への備え～



天気予報や気象台の発表等で予測可能



余裕を持って備えや行動ができる

いつ、どのタイミングで起こるか予測困難



日頃からの備え・とっさの判断が何より大事

①水害・土砂災害への備え

I 「避難指示」で必ず避難！

『避難指示』が出たら
すぐ避難！

高齢者や障害のある方は
『高齢者等避難』で避難！

| 警戒レベル | 状況 | 住民が取るべき行動 | 行動を促す情報 |
|----------------|----------------|----------------------------------|----------------------|
| 5 | 災害発生 又は切迫 | 命の危険 直ちに安全確保！ | 緊急安全確保 ^{※1} |
| 警戒レベル4までに必ず避難！ | | | |
| 4 | 災害のおそれ高い | 危険な場所から全員避難 | 避難指示 ^(注) |
| 3 | 災害のおそれあり | 危険な場所から 高齢者等は避難 ^{※2} | 高齢者等避難 |
| 2 | 気象状況悪化 | 自らの避難行動を確認 | 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁) |
| 1 | 気象状況悪化の おそれ | 災害への心構えを高める | 早期注意情報(気象庁) |

※1市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
(注) 避難指示は、現行の避難勧告のタイミング

①水害・土砂災害への備え

Ⅱ 情報入手する手段を確認！

■ 防災行政無線

各市町のスピーカー放送にご留意ください

■ テレビ（データ放送「d」）

リモコンの「d」ボタンで、警報などの避難情報や避難所情報、交通やライフラインについて情報を確認できます。



■ ラジオ

NHKなどの災害情報

+

地域のコミュニティFM放送局からの地域情報
(下関、宇部、萩、防府、長門、周南、山陽小野田)

■ 防災アプリ（スマートフォン）

- ・ Yahoo!防災速報からの緊急情報
- ・ 各市町が開発した防災アプリ

✉ 山口県防災情報メール

観測データの基準値超過や注意報・警報の発表情報等を、メールでお知らせしますので、ぜひ、ご登録ください。

■ 配信項目

山口県防災情報メールでは以下の項目を選択して受信できます。

| 配信項目 | 選択種別 |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 気象の注意報・警報 対象となる注意報・警報 ・特別警報：大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮 ・警報：大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮 ・注意報：大雨、洪水 | ・19市町毎に選択（複数選択可） |
| <input type="checkbox"/> 津波情報 | ・「気象の注意報・警報」の登録者全員 |
| <input type="checkbox"/> 洪水予報 | ・水系毎に選択（複数選択可） <input type="checkbox"/> 錦川 <input type="checkbox"/> 樺野川 <input type="checkbox"/> 厚東川 <input type="checkbox"/> 島田川 |
| <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報 | ・19市町毎に選択（複数選択可） |
| <input type="checkbox"/> 雨量 <input type="checkbox"/> 河川水位 <input type="checkbox"/> ダムに関する情報 | ・19市町の各所に設置してある雨量局138局、河川水位局119局、ダム22局のうちで合わせて10局まで選択可 |
| <input type="checkbox"/> 土砂災害危険度 | ・県内を約1km四方に分割したメッシュのうち5メッシュまで選択可 |
| <input type="checkbox"/> お知らせ(防災危機管理等情報を随時配信) | ・登録者全員 |

① 水害・土砂災害への備え

Ⅲ どうやってどこへ逃げるか考えておく！



避難先は安全ですか？
 避難ルートも安全ですか？
 避難手段はどうしますか？

【参考】「避難カード」の作成

■ 家の周りの危険や避難のタイミング、避難先、持出品などをご家庭で話し合っ、『避難カード』にまとめてみましょう

■ 作成した避難カードは、家の中の見やすい場所に掲示しておきましょう

わたし（山口〇〇）の避難カード 記入例

| 災害の種類 | どのような危険があるか (災害リスク) | いつ逃げるか (避難の合図・タイミング) | どこに逃げるか (避難場所) |
|-------|--------------------------------------|-------------------------|-------------------|
| 土砂災害 | 土砂災害特別警戒区域の中 (すぐ危険なところ) | 警戒レベル3が出たらすぐに | 〇〇小学校体育館 |
| 川の氾濫 | 〇〇川が氾濫したら、浸水50cm以下 (家の中で避難すれば大丈夫) | 〇〇観測所の水位が、氾濫危険水位に達したら | 家の2階 |

《家族や頼りになる人の緊急連絡先》

| 名前 | 連絡先 |
|------|---------------|
| お父さん | 090-●●●●-9999 |
| お母さん | 080-●●●●-9999 |
| 自治会長 | 083-●●●●-9999 |

《持ち出すもの（避難所で手に入らないもの）》

- 防災リュック
- 携帯充電器
- 懐中電灯

《避難を呼びかける人とタイミング》

| 声をかける人 (一緒に逃げる人) | いつ声をかけるか (声をかけるタイミング) | 連絡先 | 気をつけること (持ち物など) |
|---------------------|--------------------------|---------|--------------------|
| 隣の田中さん | 警戒レベル3がでたらすぐ | 直接呼びに行く | 薬をもって避難する |

《家の周りの地図》

① 水害・土砂災害への備え

IV 必要なものは、事前に準備！

非常持ち出し品の例

- ・貴重品（現金・通帳・マイナンバーカード）
- ・非常食（乾パン、ビスケット、チョコレート等）
- ・携帯電話、充電器・携帯ラジオ、乾電池
- ・下着、着替え・懐中電灯
- ・携帯用トイレ・ビニール袋
- ・歯磨きセット・タオル
- ・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ
- ・マスク、消毒液、体温計
- ・高齢者用品（おむつ等）
- ・女性用品
- ・乳幼児用品（ミルク、おむつ等）



備蓄品の例

- ・食料（乾パン、缶詰、レトルト食品、インスタントラーメン等）
- ・飲料水
- ・着替え（上着・下着）
- ・カセットコンロ、マッチ
- ・トイレトーパー
- ・携帯用トイレ、ビニール袋



※食料・水は「3日分」を基本

※生活用水は、1人が1日に3ℓ必要。

飲み水以外の生活用水は、風呂に水をためる方法も有効。

※非常持ち出し品は、背負って歩ける範囲で！

➔ リュックサック等に入れて、持って歩ける量を確認しておいてください。

※食料の備蓄は「ローリングストック法」で！

× 特別に大量に備えると、賞味期限切れなどが発生します

➔ 日ごろ食べているもの・使っているものを少し多めに買い込んで、消費した分を補充していくやり方であれば、無理・無駄なく備蓄ができます

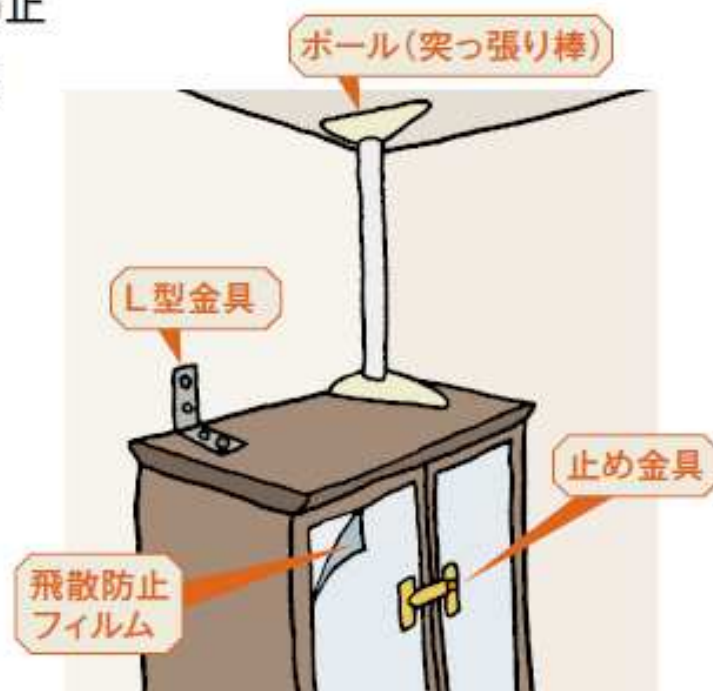
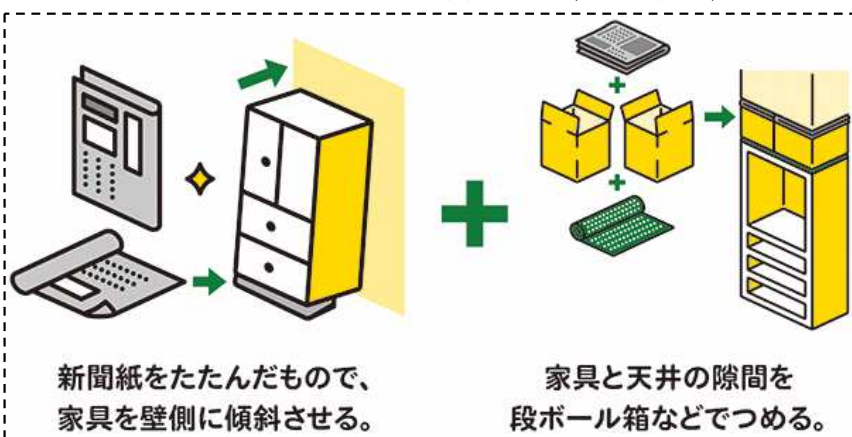
② 地震への備え

★家具が倒れてこないように！

家具の転倒防止等

- 寝室や出入り口付近には、背の高い家具を置かない。
- 重いものは低い位置にしまうよう心がける。
- タンスなど…………… L型金具やポール(突っ張り棒)で固定
- 観音開きの扉…… 止め金具などで飛び出しを防止
- テレビなど…………… 金具や粘着マットなどで固定
- ガラス…………… 飛散防止フィルムを貼る

< L型金具等が使用できない場合の家具固定方法 (内閣府防災) >



② 地震への備え

地震が発生したら、身を守る行動を！

《シェイクアウト》



DROP!



COVER!



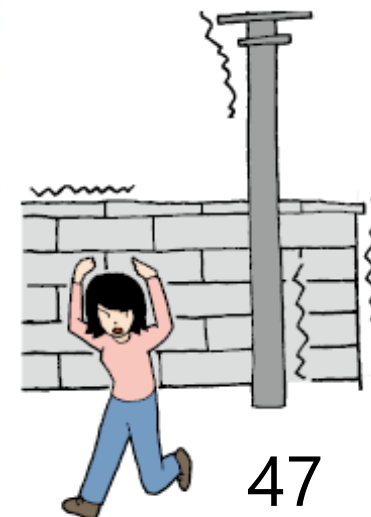
HOLD ON!

家の中にいるとき

- ◎ 揺れを感じたら、まずは、丈夫なテーブルや机の下に身をかくし、自分の身の安全を確保しましょう。
- ◎ あわてて外に飛び出すと危険です。揺れがおさまったのを確認した後で出入口を確保しましょう。
- ◎ 揺れがおさまってから、火の元を確実に消しましょう。
- ◎ 就寝中に地震が発生した場合、暗闇の中では割れた窓ガラスなどでけがをすることがあります。枕元にスリッパ、懐中電灯があると安全です。

家の外にいるとき

- ◎ 住宅地では、ブロック塀、電柱、自動販売機などが倒れてくる可能性があります。そばから離れるようにしましょう。電線にも注意しましょう。
- ◎ 街中では、ビルの窓ガラスが飛散したり、看板等が落下してくることがあります。建物から離れましょう。



(3) 共助「逃げ遅れゼロ」に向けた避難体制づくり

平成30年7月豪雨の状況・課題等

- 災害リスクが高いと公表されていた地域で死亡事案が発生（死者3名は、いずれも土砂災害警戒区域内で被災）
- 居住地の災害リスクが認識されていないケースが多い
- 危険を感じても、48.7%の者は避難行動をとっていない
 - ・避難行動をとらなかった主な理由は、「避難しなくてもよい場所に自宅があるから」「これまで大丈夫だったから」 etc…



岩国市周東町瀬越

- ハザードマップや避難先の確認、地域の災害発生履歴等の伝承が必要
- 人は「自分は大丈夫」という思い込み（正常性バイアス）に陥りやすいが、知り合いからの避難の呼びかけがあったり、周りの人が逃げている姿を見ると、避難行動を起こしやすい

取組

災害リスクを抱える地域で、地域住民による自主的な避難体制づくりを推進

- 呼びかけ避難や率先避難のための体制づくり
- 避難所運営手引きの作成
- 地域における継続的な避難訓練・避難所運営訓練



(3) 共助 地域住民による自主的な避難体制づくり

率先避難・呼びかけ 避難体制づくり



呼びかけ合って避難をする体制を作る！

- ◆ハザードマップを確認
- ◆呼びかけ避難をするグループや連絡網を作成
- ◆避難を呼びかけるリーダーを決定

避難所運営の 手引き作成



地域で避難所の運営を進めるための手引きを作る！

- ◆避難所のレイアウトを決定
- ◆役割分担を決定
- ◆避難所のルールを決定

避難訓練 避難所運営訓練



検討した体制に基づき、訓練をする！

- ◆呼びかけ避難の訓練を実施
- ◆避難所運営の訓練を実施
- ◆訓練を踏まえ、改善点を検討

災害からの逃げ遅れゼロへ！

(4) 県の取組

AR・VR機器を活用した体験型防災啓発



(県内小学校で開催中)



学校を活用した人命救助訓練

令和7年度 実施例

◆地震・火災を想定した避難訓練



◆校舎ベランダからはしごによる救出



◆屋上からはしご車救出

◆警察による大楯操法



◆グラウンドへの放水訓練

災害体験VR機器の市町等への貸出開始



地震体験



津波体験



風水害体験

(水害・土砂災害等の総称)

自然災害の脅威を、リアルに近い体験で。



災害体験VR

Virtual Reality : 仮想現実

VRゴーグル（ヘッドマウントディスプレイ）により、自然災害の恐ろしさを、実際に、その場にいるような感覚で体験することができます。 ※使用対象：中学生以上



3つの収録コンテンツ（自然災害）を内蔵

R6.7.1～ 貸出開始

市町や自治会、自主防災組織等での啓発活動に活用

山口県の防災・災害情報ポータルサイト

山口県防災Web

ホーム マップ データ Language メニュー

📍 選択した地域の情報を表示します

山口県全域 の現在の状況

🏠 避難情報

発令なし

🌩️ 防災気象情報

発表なし

🗺️ 避難情報マップ



出典: [MapLibre](#) | [© MIERUNE](#) | [© MapTiler](#) | [© OpenStreetMap contributors](#)

- ・注意報・警報の発令
- ・市町からの避難指示
- ・避難所の開設状況
等をリアルタイムに反映